

# 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加

施行日：平成30年4月1日（非自動はかり及び燃料油メーター）、平成30年7月1日（自動捕捉式はかり）、平成31年（2019年）7月1日（ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール）

## ①器差検定を中心に行う指定検定機関の指定申請が可能に

### 現行指定条件

- ・器差検定
- ・構造検定
- ・型式承認の試験
- ・指定製造事業者の品質管理の調査  
(・変成器付電気計器検査)



### 新設

器差検定

構造検定

⇒器差検定を中心に行う  
指定検定機関を指定へ

(一部の構造検定は行うものとする)

## ○指定区分

- ・非自動はかり
- ・自動はかり（下記4器種）
- ・燃料油メーター(※)

※自動車の燃料タンク等に燃料油を充填するための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するものに限る

自動捕捉式  
はかり

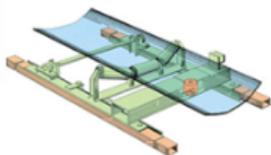
(キャッチウエイヤ)



ホッパー  
スケール



コンベヤ  
スケール



充填用  
自動はかり



### <固有の要件>

- ・一般計量士3名以上含む6名以上で要件を満たす者が検定を実施
- ・日本全国で検定業務を行うことが原則だが、地域ブロックでの指定が可能など



# 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加

## 『器差検定を中心に行う』とは（例：非自動はかりの場合）

器差検定を中心に行う指定検定機関において行うことができる試験

○器差検定

○構造検定(一部)

・個々に定める性能の技術上の基準に係る試験 ・表記の確認 等

（正味量 風袋計量装置 繰返し性 偏置荷重  
感じ 零点設定装置の精度 風袋引き装置の精度）

### 現行所有設備要件

・基準分銅  
・基準はかり

・恒温恒湿装置  
・静電気放電試験装置  
・瞬時停電検査装置  
・電源ノイズ特性試験装置  
・電磁波障害試験装置

器差検定を中心に行う  
指定検定機関が所有しなければ  
ならない設備は  
・基準分銅 ・基準はかり のみ

構造検定（一部を除く）を  
行うための専用装置は不要

## 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加

### ②指定検定機関の中立性・独立性を担保する基準を明確化

現行の指定基準では、中立性・独立性を担保する基準として、「指定検定機関と検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと」としているが、今回の改正により、その基準を詳細に規定

- ①検定を受ける者が、指定検定機関の親法人でないこと
- ②指定検定機関の役員に占める、  
検定を受ける者の役員・職員の割合が2分の1を超えないこと
- ③指定検定機関の代表が、検定を受ける者の役員・職員でないこと
- ④検定実施部門が部門として独立していること
- ⑤検定実施部門の役員・職員が、検定に影響を与える  
他部門の役員・職員を兼ねないこと

▶▶ **制度の信頼性を担保した上で指定検定機関への民間参入を促進**